

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

すべての県民が一体となって子育て支援・少子化対策に取り組むための目標を示し、それぞれの役割を示すもの

2 計画の性格・役割

- 子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
- 子ども・子育て支援法に基づく県の子ども・子育て支援事業支援計画
- 子ども・若者育成支援推進法に基づく計画
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく計画
- 母子保健計画策定指針に基づく計画

3 計画の期間

令和2年度～令和6年度(5年間)

第2章 計画策定の背景

1 少子化の進行

少子化の進行(出生数、出生率の低下)

- (要因) □未婚化・晩婚化・非婚化の進行、□初産年齢の上昇、夫婦の出生力の低下

- (背景) ■結婚に対する意識の変化
- 出会いの機会の減少と経済的不安
- 子育ての精神的、経済的負担感
- 子どもの数の理想と現実のギャップ

- (影響) ○子どものすこやかな成長への影響
- 地域社会への影響
- 地域経済への影響

2 子どもと子育て家庭などを取り巻く環境

(家庭と地域社会の状況)

- 家族形態の変化 核家族化の進行
- 地域コミュニティの衰退

(仕事と子育ての状況)

- 働き方改革の推進(長時間労働の是正)
- 高い女性の就業率
- フルタイムの妻の就業の中断
- 男性の家事育児時間の少なさ

(子どもの状況)

- いじめ・不登校の増
- 児童虐待の相談件数の増

第3章 計画の目標と基本方針

基本理念

- ① すべて子どもと保護者への支援
- ② 社会全体での取組み
- ③ 価値観の尊重
- ④ 子どもの権利の尊重

3つの基本目標

県民の結婚・出産・子育ての希望がかない、安心して子どもを生み育てられる環境をつくる。

仕事と家庭生活との両立が実現できる環境をつくる。

すべての子どもが心身ともに健やかに成長し、次代の社会を担う者として自立できる環境をつくる。

めざす社会  
子ども笑顔と元気な声があふれる  
活気ある地域社会

第4章 子育て支援・少子化対策の具体的な展開

1 重点施策

- ① 子育て家庭に対する支援の充実
- ② 働き方改革・女性活躍の推進
- ③ 男性の家事・育児参画の促進
- ④ 結婚を希望する男女への支援
- ⑤ 移住・定住、UIJターンの促進
- ⑥ 妊娠、出産・子育てにかかる経済的負担の軽減
- ⑦ 結婚、妊娠、子ども・子育てに温かい社会づくり

2 施策の展開

基本方針I

家庭・地域における子育て支援

基本的施策

- 1 子育て家庭に対する支援
- 2 地域における子育て支援の促進
- 3 安心して子育てができる生活環境の整備
- 4 母と子の健康づくりへの支援

基本方針II

仕事と子育ての両立支援

基本的施策

- ① 働き方改革の推進
- 2 仕事と子育てを両立できる職場環境の整備
- ③ 男性の家事・育児参画の促進
- 4 就業支援

基本方針III

子どもの健やかな成長の支援

基本的施策

- 1 子どもの権利と利益の尊重
- 2 子どもの健全な育成
- 3 生命を尊び家族を形成する心を育む環境づくりの推進
- 4 子どもの生きる力を育成する教育の推進

基本方針IV

次世代を担う若者への支援

基本的施策

- 1 結婚を希望する若者への支援
- 2 ライフプラン教育の推進
- 3 若者の就業支援
- ④ UIJターン・移住・定住の促進

基本方針V

経済的負担の軽減

基本方針VI

子育て支援の気運の醸成

3 目標指標

- ・子育てを楽しんでいる割合
- ・短時間勤務制度等の導入率
- ・子どもの朝食欠食率 など

第5章 幼児期の教育・保育の見込み、確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 計画期間における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保およびその実施時期

第6章 計画の推進

- 1 主体の役割と協働
- 2 国への提言・要望

・県民、保護者、事業者、行政(県、市町村)の役割とともに、互いにパートナーシップのもとに連携を図り、取り組んでいく。

・国に対して、地域の実情等に関わる必要な提言・要望等行う。

・子育て支援・少子化対策県民会議において、施策の点検・評価を行い、公表。その際、目標指標と目標値を設定し、PDCAサイクルによるフォローアップを行い、目標達成をめざす。